八重瀬町制施行２０周年記念ロゴマーク及び冠名称の使用に関する要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、八重瀬町（以下「町」という。）が実施する事業以外において、八重瀬町制施行２０周年記念のロゴマーク及び冠名称（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

（ロゴマーク等の種類）

第２条　ロゴマーク等は次のとおりとする。

⑴　ロゴマーク　別表のとおり

⑵　冠名称　八重瀬町制施行２０周年

（著作権）

第３条　ロゴマークの著作権は、町に属するものとする。

（使用の申請）

第４条　ロゴマーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、八重瀬町制施行２０周年記念ロゴマーク等使用（変更）申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）及び必要な書類を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（使用承認の決定）

第５条　町長は、前条の規定による申請を受けた場合は、申請内容について次に掲げる事項を審査し、承認の可否を決定するものとする。

⑴　町の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるもの

⑵　法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがあるもの

⑶　特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるもの

⑷　特定の個人、団体、企業等の営利又は宣伝のみを目的とするもの

⑸　自己の商標や意匠とするなど独占的に使用する場合又はそのおそれのあるもの

⑹　その他使用目的等が不適当と町長が認めるもの

２　町長は、前項の規定により使用の可否を決定したときは、八重瀬町制施行２０周年記念ロゴマーク等使用（変更）承認通知書（様式第２号）又は八重瀬町制施行２０周年記念ロゴマーク等使用（変更）不承認通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

３　町長は、ロゴマーク等の使用を承認する場合は、必要に応じて条件を付すことができる。

（承認内容の変更）

第６条　前条第１項の規定による承認を受けた申請者は、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ、申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

（使用の中止）

第７条　第５条第１項の規定により承認を受けた申請者（第６条第２項において準用する場合を含む。以下「使用者」という。）は、承認を受けた内容について、使用を中止し、又は承認の条件を満たさなくなったときは、速やかに八重瀬町制施行２０周年記念ロゴマーク等中止届出書（様式第４号）により町長に届け出なければならない。

２　使用者は前項の規定による届出をしたときは、中止日をもってロゴマーク等の使用を直ちに中止しなければならない。

（使用期間）

第８条　ロゴマーク等の使用期間は、第５条第１項及び第６条第１項の規定による承認を受けた日から令和９年３月３１日までとする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

（使用料）

第９条　ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

（承認手続不要な使用）

第１０条　使用目的等が、次の各号のいずれかに該当するときは、この告示の規定による使用の承認手続を経ることなくロゴマーク等を使用することができる。

(1)　国、県又は地方公共団体が使用するとき。

(2)　学校等の教育機関が教育の目的で使用するとき。

(3)　報道機関が報道、広報等の目的で使用するとき。

(4)　個人が商用目的以外で使用するとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認めたとき。

（使用上の遵守）

第１１条　使用者及び前条の規定により使用する者は、次の事項を遵守しなければならな

い。

(1)　申請内容に沿って、適正に使用すること。

(2)　ロゴマーク等を使用して虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。

(3)　ロゴマーク等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4)　ロゴマークは、八重瀬町制施行２０周年記念ロゴマークデザインのとおり、定められた色、形状等を正しく使用すること。

(5)　使用物品等を商標登録出願し、又は意匠登録出願しないこと。

（使用承認の取消し）

第１２条　町長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すものとする。

(1)　この告示に定める事項又は使用承認の際に付した条件に違反したとき。

(2)　偽りの申請その他不正の行為によって、使用承認を受けたとき。

(3)　虚偽行為により第三者に損害を与えるような使用をしたとき。

(4)　その他町長が不適当と認めたとき。

２　町長は、前項の規定により使用承認の決定を取り消したときは、八重瀬町制施行２０周年記念ロゴマーク等使用承認取消通知書（様式第５号）により当該使用者に通知するものとする。

３　町長は、第１項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対して、ロゴマーク等を使用し作成した物品等の回収を求めることができる。

（損害賠償）

第１３条　使用者が前条第１項各号のいずれかに該当し、町に損害を与えたときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。

（責任の制限）

第１４条　町長は、第１２条第１項の規定により使用承認を取り消した場合における措置に要する経費、損害その他一切の責任を負わないものとする。

２　使用者がロゴマーク等の使用によって第三者に対して損害を与えた場合であっても、町長は損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。

（報告等）

第１５条　町長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、ロゴマーク等の使用状況等の報告等を求めることができる。

２　使用者は、前項の規定により使用状況等の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（庶務）

第１６条　この告示に関する事務は、総務部総務課において行う。

（補則）

第１７条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公表の日から施行し、令和８年１月１日から適用する。

別表第１（カラー）

別表第２（モノクロ）

様式第１号（第４条、第６条関係）

様式第１号（第４条、第６条関係）

年　　月　　日

八重瀬町長　　様

住　　　所
団　体　名
代表者氏名
担当者氏名（　　　　　　　　　　　　）
電話番号

八重瀬町制施行２０周年記念ロゴマーク等使用（変更）申請書

八重瀬町議会２０周年記念ロゴマーク等を使用（変更）したいので、八重瀬町制施行２０周年記念ロゴマーク及び冠名称の使用に関する要綱第４条又は第６条の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用（変更）目的	
主催者名	
事業概要	
実施場所	
使用の種類	□　ロゴマーク　　□　冠名称
使用方法	
使用（実施）機関	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備考	

注１：変更申請の場合、様式中「変更」の括弧を削除して使用してください。
注２：申請の際は、事業計画書、チラシ、ポスターなど、事業内容が確認できる書類、使用デザイン案（全体の図案やサンプル品など）を添付してください。使用デザイン案が未確定の場合は、予定している内容を記載してください。
注３：本ロゴマーク等は令和 8 年 1 月 1 日に八重瀬町制施行 20 周年を迎えたことを記念して作成していますので、使用期間を令和 9 年 3 月 31 日までとしています。

様式第２号（第５条関係）

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

様

八重瀬町長

八重瀬町制施行２０周年記念ロゴマーク等使用（変更）承認通知書

　　年　　月　　日付で申請がありました八重瀬町制施行２０周年記念ロゴマーク等を使用（変更）について、八重瀬町制施行２０周年記念ロゴマーク及び冠名称の使用に関する要綱第５条第２項の規定により、下記のとおり通知します。

記

決定区分	□　承認　　□　一部承認 （一部承認の理由）
使用（変更）目的	
主催者名	
使用の種類	□　ロゴマーク　　□冠名称
使用方法	
承認の条件	１　八重瀬町制施行２０周年記念ロゴマーク及び冠名称の使用に関する要綱を遵守すること。 ２　その他（　　　　　　　　　　）

様式第３号（第５条関係）
様式第３号（第５条関係）

年　　月　　日

様

八重瀬町長

八重瀬町制施行２０周年記念ロゴマーク等使用（変更）不承認通知書

年　　月　　日付で申請がありました八重瀬町制施行２０周年記念ロゴマーク等を使用（変更）について、八重瀬町制施行２０周年記念ロゴマーク及び冠名称の使用に関する要綱第５条第２項の規定により、下記のとおり通知します。

記

決定区分	□　不承認 （不承認の理由）
使用（変更）目的	
主催者名	
使用の種類	□　ロゴマーク　　□冠名称
備考	

様式第４号（第７条関係）

様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

八重瀬町長　　　　様

住　　所

団　体　名

代表者氏名

担当者氏名（　　　　　　　　　　　）

電 話 番 号

八重瀬町制施行２０周年記念ロゴマーク等中止届出書

年　　月　　日付で承認を受けました八重瀬町制施行２０周年記念ロゴマーク等の使用について、八重瀬町制施行２０周年記念ロゴマーク及び冠名称の使用に関する要綱第７条第１項の規定により、下記のとおり中止します。

記

申請時の 使用（変更）目的	
主催者名	
使用中止するものの 種類	□　ロゴマーク　　□冠名称
使用を中止する理由	
中止日	年　　月　　日
備考	

様式第５号（第１２条関係）

様式第５号（第１２条関係）

年　　月　　日

様

八重瀬町長

八重瀬町制施行２０周年記念ロゴマーク等使用承認取消通知書

年　　月　　日付で承認（又は変更承認）しました下記事業について、下記の理由により承認を取り消しますので、八重瀬町制施行２０周年記念ロゴマーク及び冠名称の使用に関する要綱第１２条第２項の規定に基づき、通知いたします。

記

事業名	
取消しの理由	